

事 務 連 絡
令和6年6月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1
(令和6年3月29日)」の正誤(その3)について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (令和6年3月29日)」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P. 23 問 58	(目標工賃達成加算) 問 58 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。 (答) 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア 指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合 イ 当該工賃目標が<u>当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度</u>における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、<u>目標年度の前々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と<u>目標年度の前々々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上である場合 具体的には、<u>以下の両要件をともに満たす場合に加算の対象となる。</u> ・要件1：<u>①$\geq$③+（④－⑤）となっていること（※④－⑤が0未満の場合は、0として計算）</u> ・要件2：<u>②$\geq$①となっていること</u>	(目標工賃達成加算) 問 58 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。 (答) 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア 指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合 イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、<u>前々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と<u>前々々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上である場合 具体的には、 ① <u>前々年度における事業所の平均工賃月額（実績）</u> ② <u>前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額）</u> ③ <u>前年度における事業所の平均工賃月額（実績）</u> ④ <u>前々年度における全国平均工賃月額</u>

① <u>工賃向上計画における工賃目標</u> ② <u>目標年度の事業所の平均工賃月額（実績）</u> ③ <u>目標年度の前年度における事業所の平均工賃月額（実績）</u> ④ <u>目標年度の2年度前における全国平均工賃月額</u> ⑤ <u>目標年度の3年度前における全国平均工賃月額</u> なお、加算が算定できるケースの具体例については、以下の <u>（例1）及び（例2）を参照されたい。</u>	⑤ <u>前々々年度における全国平均工賃月額</u> <u>について、</u> ・ <u>③$\geq$②となっていること</u> ・ <u>②$\geq$①+（④－⑤）となっていること（※④－⑤が0未満 の場合は、0として計算）</u> <u>のいずれも満たしている場合に、加算の対象となる。</u>
---	--

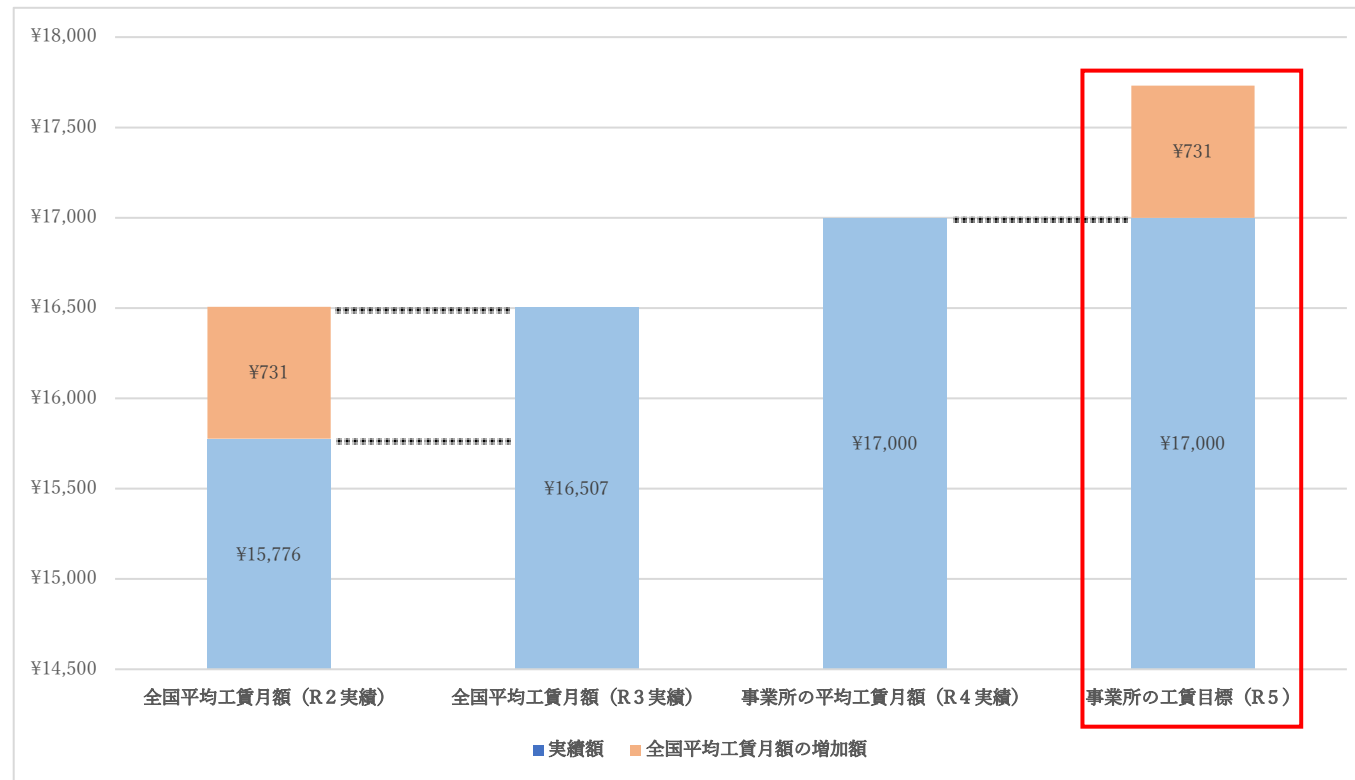
※便宜上、（例1）及び（例2）については、次頁以降に記載しております。

※上記表中の「訂正前」欄は、

- ・ 「「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の正誤について」（令和6年4月4日付事務連絡）」及び、
- ・ 「「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の正誤（その2）及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）」の正誤について」（令和6年4月26日付事務連絡）による訂正後の回答であることに留意。

(例 1 : 令和 5 年度の実績に係る加算を令和 6 年度に算定する場合)

令和 4 年度における事業所の平均工賃月額(実績)が 17,000 円であった場合、17,731 円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



(例2：令和6年度の実績に係る加算を令和7年度に算定する場合)

令和5年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,500円であった場合、18,024円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。

